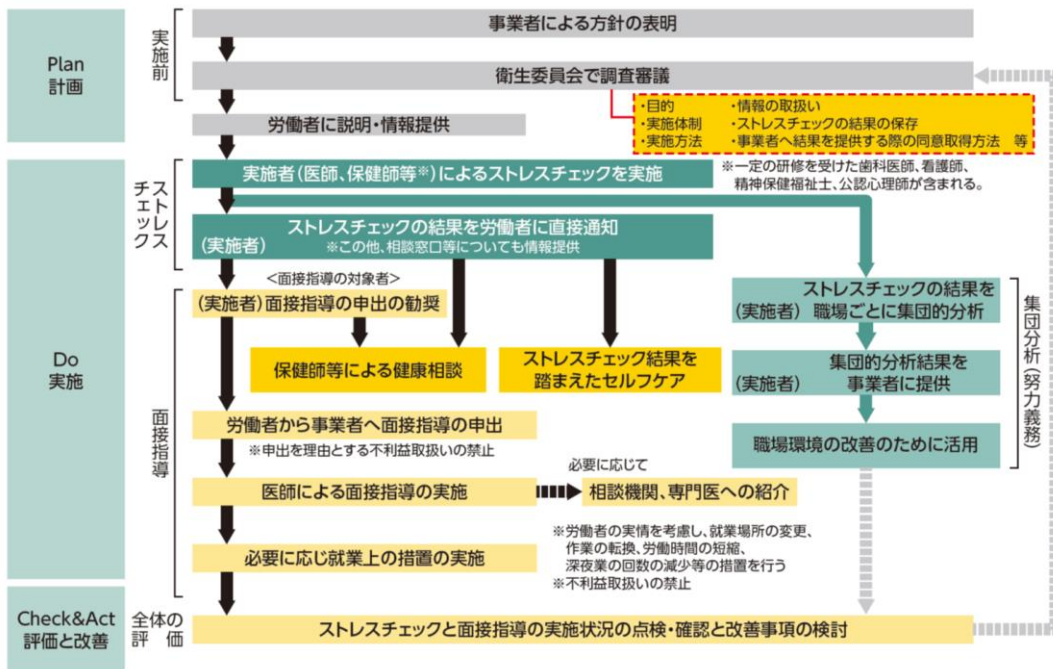


ストレスチェックとは

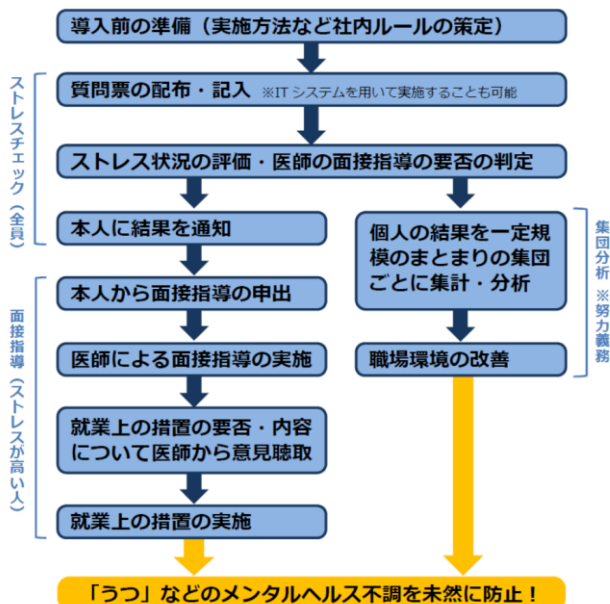
ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です

- **ストレスチェックの実施義務のある事業場：労働者50人以上の事業場（50人未満でも実施しましょう）**
- **ストレスチェックの対象者：常時使用する労働者**
- **ストレスチェックの実施頻度：1年以内ごとに1回**

▶ ストレスチェック制度の流れ



ストレスチェック制度の実施手順



徳島産業保健総合支援センター をご活用ください!

事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、**50人未満の事業場**の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。

ホームページURL

<https://www.tokushimas.johas.go.jp/>

ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。